

Title	株式の消却
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.4 (1912. 10) ,p.704(110)- 719(125)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19121000-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本といふことを考へて、日本國民の國力伸張といふことを念頭に置いたならば、私は敢て政府のお助を仰がなくてもドン／＼財界を發展せしむることが出來ると信じます。(拍手)

株式の消却

西本辰之助

本論に於ては主として純益を以てする株式の消却及び株式の消却に對する株主保護の二方面を論せんとす。株式消却とは會社が其株式の一部を廢滅する行爲を云ふ消却が商法第五百三十三條の失權と異なる點は失權の場合には個々の株主が株式の上に有する權利が消滅するのみなれども株式消却の場合には株式其物が消滅す。

株式消却は任意買収によりて行ふ場合と強制的の方法(抽籤、通告の如き)によりて行ふ場合とあり。今又資本減少を行ふ目的を以てする場合と然らざる場合とあり。又後者即資本減少を行ふ目的を有せずして株式を消却する場合に二あり。一は單に株式の數を減少するのみにて資本を減少せず、以て各一株の額面を増加せしむるものにして他は資本金及一株の額面を其儘と

し單に株數のみを減少せしめ以て各株に對する經濟的の割前を増加せんとするものなり。此後の場合の當否に就ては議論あり後に述べべし。又株式消却に關する法の保護に二個の方面あり一は個々の株主の保護にして他は會社債務者の保護なり消却が抽籤、通告の如き強制的方法によりて行はるゝ場合には消却せらるべき株式を有する株主は其意に反して株式を失ふの恐あるが故之を保護するの必要あり。又資本減少を行ふ目的を以て株式を消却するか又は資本金若くは法定準備金を以て株式を消却する場合には債權者の擔保を害するの恐あるが故之を保護するの必要あり依て左に債權者保護及株主保護の兩方面に分ちて論せんとす。

一 債權者保護

物的團體たる株式會社にありては會社財産は會社債權者の唯一の擔保たり。従て會社財産の

増減は直接に債權者の利害に影響を及ぼす。而して此會社債權者の擔保たる會社財産は常に資本金に依りて調節せられ(即ち資本金額を負債と共に對照表の借方に記入するが故従て之に相當する財産を貸方に有するにあらざれば利益配當をなすを得ず)故に資本金の減少は會社財産減少の端を開き従て會社債權者の擔保を薄弱ならしむるの恐あり。故に假令直接には會社財産は減少せざるも資本金減少する場合には債權者保護の必要あり。之に反して資本金が減少せざるも會社財産が減少する場合には同じく債權者の擔保を減少するが故之を保護するの必要あり、而して右の兩場合を兼ねるとき即會社財産及資本金共に減少する場合には債權者保護の必要更に大なること勿論なり。

吾商法第五百一十一條第二項本文に於て「株式は資本減少の規定に従ふにあらざれば之を消却するを得ず」と規定し、而して資本減少に關する

規定の主要なる部分は即債権者保護に關るが故に、右の規定に依りて會社債権者の保護は充分に達せられたるものと云ふべし。然るに吾商法は同條第二項但書に於て「但定款の定むる所に從ひ株主に配當すべき利益を以てするは此限に在らず」と規定せり。而して獨逸商法第二百二十七條も亦略右と同様の規定を有す。從て此規定の解釋種々に分れ解釋如何によりては第五十一條第二項但書は其本文に對して一大缺陷を作りたるが如き觀あり。

然れども先決問題として株式消却によりて果して資本が必然に減少せざる可らざるものなりや否やを決せざる可らず。此點に就ては少くとも株式の數を減少し同時に一株の額面を増加する場合(例へば株式の數を半減し一株の金額を倍加するが如し)には株式の消却に依りて資本が減少せざること明かなり (Lehmann, Das Recht der Aktiengesellschaft Bd. II S. 138) 故に

若第五十一條第二項但書が此場合にのみ限らるゝものとする時は債権者保護の點より見て何等の不都合を生ぜず。蓋し株主に配當し得べき利益を以て株式を消却するときは會社の資本財産(茲には資本金及強制準備金に相當する財産の意に用ふ)に何等の損害を加へず、且右の場合に資本金も亦依然變更せざるが故債権者の利益を害することなし從て斯の如き場合を商法第五十一條第二項但書に於て認めたるものと解釋すれば何等の不都合を生ぜず、果して然らば同項本文の適用ある場合如何と云ふに若し株式の消却が右に述べたる同一の目的を以て然かも株主に配當し得べき利益を以てせずして會社の資本財産を以て爲したるは消却の目的に支出したる程度に於て減少し爲めに債権者の擔保が薄弱となるべし。故に此場合には債権者を保護するの必要あり。第五十一條第二項本文は此場合に相當し株式は資本減少の規定に従ふにあらざれ

ば之を消却することを得ずと規定したるなり。即ち右の場合には資本減少にはあらざれども債権者の利害に關すること大なるが故資本減少の規定に從はしむることせり。若し夫れ株式が最初より資本減少の目的を以て消却せらるゝ場合又は消却の結果必要に資本減少を生ずる場合(若之を認むるとすれば)に於ては資本減少の規定に従ふこと當然にして敢て第五十一條第二項本文の規定を俟たず。

吾商法の株式消却に關する規定を右の如く解するとき其適用の範圍頗る縮少すと雖も債権者保護の點より見て不都合を生ぜず。且つ法理上説明の困難を來さず。且同規定の如き有害無益徒らに論争を起すのみにして寧ろ削除するに若かざる程なれば右の如く適用の範圍を非常に制限する解釋を以て適當なりと信ず。然れども吾商法と略相似たる規定を有する獨逸に於ても(H. G. B. § 227.) 右の如く解する者全然無く何

れも同規定を右の解釋以外に廣く適用せしめんとす。從て先決問題たる株式の消却は必要資本を減少するや否やの議論も亦右の場合を全然度外に付して論ずるを常とす。

株式の消却は必ず資本を減少すとの説と資本を減少する場合と然らざる場合とありとの説とあり。第一説は又二に分れ(イ)株式消却によりて資本金は減少し其減少額に相當する財産は次期の貸借對照表に於て再び純益として現はれ其純益を以て再び株式の消却を行ひ得べしとの説と(Sand § 227 Anm. 7) (ロ)資本金は減少すれども其減少額に相當する部分は強制積立金として記帳し之に相當する財産は純益にあらずとするの説(Simon § 57 Ring § 227)とあり。獨逸現行商法の Denkschrift は右の中(ロ)の説と第二説とを併用せり。曰く株式の消却を如何に貸借對照表に記載すべきかを規定することは不必要なり。殊に純益を以て消却する場合には資本金

を減少せずして舊のまま記載するか又は減少したる資本金と共に消却したる株式の總額に相當する綱目を借方に記載すること自明の事なりと (Mugdan: Denkschrift S. 305) 是に依て觀れば獨逸商法起草者の意見は第一説(イ)のスタウプ式の解釋を全然度外に付したること明かなり。又委員會の議事録に於ても、此點に就きて何等疑問の生じたる事なきが如し。何ぞ知らん後に至りスタウプ一派の解釋の爲め起草者の精神は全然蹂躪せられ、債權者保護に關する折角の規定も半ば其效用を失ふに至らんとは。

右第一説に屬するものは、何れも資本は必ず株式に分たれざる可からず。株式に分たれざる資本は存在せずとの原則を固守するに基く。株式が消却によりて消滅すれば之れに相當する資本額は必ず減少すとするなり。而して第一説の中に特別強制積立金を認むるの説は、資本は株式に分たる、ことを要すとの原則に背馳

せず。且債權者保護の方面より云ふも當を得たるもの、如し。然れども其所謂強制積立金なるもの、性質如何若之を資本金と同様に取扱ふべきものとすれば、法律上の效果より見て資本が減少せざると何等の差異なし。假令資本が減少せずと説くも特別決議の場合に於ける資本の意味の如きは、株式に分たれたる資本を意味すべきものと解するや勿論なるが故、此點に於ても兩者の間に差異を生せず。又法定準備金と同一の取扱を爲すものとせんか、商法第九十四條第二項には額面以上の價額を以て株式を發行したる場合には、其額面を越ゆる金額は法定準備金に組入る、事を規定せり。(獨逸民法第二百六十二條亦然り) 然るに株式消却の場合に對して右の規定を缺けり。右の如き器械的且強行的の規定を他の場合に擴張せんとするは、解釋上頗る不穩當と云はざるを得ず。從て此説は立法論としては格別解釋論としては採用するを得ざる

べし。

第一説(イ)の「スタウプ」の解釋は其結果に於て財産維持の原則と頗る背馳するものあり、今茲に資本金十萬圓負債三萬圓純益二萬圓之に對し財産十五萬圓を有する會社ありとせんに、其對照表は左の如くなるべし。

借方	貸方
資本	10, 財産(諸種) 15
金債	3, 2,
純益	2,
	15,

右の如き會社が純益二萬圓を以て株式二萬圓を消却したりとせんに(法定準備金の問題は暫く別として次の如き結果を生ず。

借方	貸方
資本	8, 財産(諸種) 13,
金債	3, 2,
純益	2,
	13

右の如く株式の消却後に於て生じたる殘高は再び純益として株主に配當し得べき利益なり。故に此殘高二萬圓を以て再び株式の消却を行ふことを得。而して此手續を繰返すときは、會社は最早營業を停止し何等の利益を得るの途なき場合に於ても尙且續々株式の消却資本の減少を行ふことを得べし(此點につき Reisch in Grünhut Zeitschrift Bd. 28 8. 726) 参照。

「スタウプ」も亦其説に右の如き缺點あるを認む。然れども其説を辯護して曰く右の如き手續を行ふには會社の負債に相當する丈の財産は必ず貸方に於て存在することを要す。若し財産の總額が負債の總額以下とならば、純益を生ずる餘地なし。故に右の場合に於て資本金が如何に減少するも負債三萬圓に相當する財産は少くとも貸方に存在せざるべからず。果して然らば會社債權者は既に其債權に相當する文の擔保あり、何等損害を受くることなし。(Staub § 227

Ann. 13) 然れども此説は誤れり。若し會社財産が常に清算價額(即ち即時に賣却して得らるべき價額)を以て見積られ、而も其見積が正鵠を失はざるものとすれば、債權者を害すること甚しからざるべしと雖も、會社存続中に於ける會社財産の見積は其會社の營業に使用せられたる状態に於ける評價に依るものなるが故、即時に賣却すれば其丈の價格なきを普通とす。從て之が爲め債權者が害を受けること勿論にして、右「スタウプ」の説の當らざること明かなり。

又「スタウプ」の稱ふるが如く純益を以て、株式を消却し其結果資本減少によりて再び純益を生じ、其純益を以て再び株式を消却し資本を減少するを得。然かも是等の手續を債權者を害せずとの理由の下に是認するものとせば、其結果は頗る不權衡に陥るを免れず。今假に資本金十萬圓負債二萬圓財産十二萬圓の會社ありとせんに此會社が三萬圓の損失を來し財産九萬圓となり

たるが爲め其資本金を七萬圓に減少せんとす。此場合には假令資本金を七萬圓に減少するも、尙且二萬圓の負債に對して九萬圓の擔保を有すべし。然るに此場合には資本減少の規定に依らざるを得ず。之に反して純益を以て株式を消却する場合には負債額及法の許す最少資本額の合計に相當する財産を残して、他は委く分配得ることゝなるべく、其不合理なるや明かなり。

又法が會社債權者を保護するに付て要求する所のものは負債額に對する財産維持に非ずして負債と資本金とを合計したる額に對する財産の維持なり。蓋し法は物的團體たる株式會社にありては、單に負債に相當する財産を有するのみにては、會社債權者の保護完全ならずとせるなり。

又「スタウプ」一派の解釋に依れば、果して株式が純益を以て消却せられたるものと云ふを得るや否や頗る疑なきを得ず。若消却が純益を以て爲されたるものとせば、同一の純益が消却後

の對照表に於て最早現はれ來るの理なし。若同一の純益が消却後の對照表に於て再び現はるゝものとせば消却が純益を以て爲されざりし確證にあらずや。「スタウプ」一派の學者が斯の如き明々白々の理を誤認したる所以は消却の準備手續たる買収、又は賠償支拂と消却其物とを混同したるにあるが如し。株式消却の場合に於ては會社が株式を任意的又は強制的な方法によりて一旦自己の手に收め然る後之を廢滅するは普通の順序なるべし。而して株式の消却は會社が其株式を自己の手に收むる事自身を云ふにあらずして、株式の廢滅其物を意味するなり。故に純益を以て株式を消却すと云ふときは、準備手續たる株式の取得が純益を以て爲されたるのみならず、株式廢滅後の結果が純益を以て消却せられたるものとならざるを得ず。今前に掲げたると同一の例を以て説明せんに。

借方	貸方
資本金 10	資本金 15
負債 3	負債 2
負債 2	負債 15

右の會社が純益二萬圓を以て消却の目的にて株式を取得したりとせんに、此株式は當然廢滅せらるべきものなるが故、財産として取扱ふことを得ず、從て對照表は左の如くなるべし。

借方	貸方
資本金 10	資本金 13
負債 3	負債 13

右の手續にては純益は消滅し、株式取得が純益を以て爲されたる事明瞭なり、然れども此手續は株式の消却にあらずして其準備行為なり。故に消却が眞に純益を以て爲されたりや否やは株式消滅後に於て知らるゝものなり。今株式に

分たれざる資本を認め株式消滅するも資本は減少せざる事を得るものとせば、右の對照表は株式廢滅即消却後に於ても、尙右の如くなるべし。然れども「スタウブ」派の説くが如く株式に分たれざる資本を認めざるときは、株式廢滅（即消却の完成したる時）後の對照表は次の如くなるべし。

借 方	貸 方
資 本 金 8	財 産 13
盈 餘 3	
當 利 2	
13	13

右の表に於て株式の消却によりて、資本金の中二萬圓は絶對に減少するものとすれば、之と同時に純益二萬圓は絶對に發生せざるを得ず。従て消却は純益二萬圓を以てなされずして、資本金二萬圓を以て爲されたることとなる故に、資本金は必ず株式に分たれざる可らずとの原則

を貫徹せんとするときは余が前已に述べる唯一の場合を除きては純益を以てする株式の消却は法律上不能なりと云はざるを得ず「スタウブ」一派の解釋者は法律上不能なるべき手續を可能なるかの如くに誤認したるものなり。

「スタウブ」一派の解釋は記帳上不能なり、故に又法律上も不能なりとの如く論ずる者あり。

(Die Amortisation von Aktien, Franz Gestefeld Diss. 1908) 然れども記帳は實體法の運用にすぎず記帳上の都合を以て、實體法の解釋を左右せんとするは、余其可なる所以を知らず。記帳は實體法説明の方法として可なり。以て實體法解釋の理由となるものにあらざるべし。

第二説は株式消却によりて資本が減少する場合と然らざる場合とあり。資本減少の目的を以て株式を消却すれば資本は減少すれども、然らざる以上は資本は減少せず、又資本は其性質上絶對に株式に分たれざる可らずと云ふにあらず

して只會社の設立に當り出來得る限り株式に分つべしと云ふに過ぎず。而して商法百五十一條第二項但書（獨商27條）は此原則に對して例外をなすものなり（Lehmann, a. a. O. Bd II, insbes S. 140 Note 2, S. 294. Kosack; Lehrbuch Aufl. 7. 784. Renaud, Das Recht der Aktien-gesellschaften, 2te Aufl S. 827, 828. 亦同説なるもの、如し、其他前述の Denkschrift 亦此場合を認む）吾商法に於ては其第四百十三條に於て株式會社の資本は之を株式に分つことを要すと明記したる以上は、此説は少くとも吾商法の解釋としては採用し得ざるが如き觀あり。然れども商法第四百十三條の規定あるにも係はらず此第二説は若かく單純に排斥し得ざるべしと信ず。蓋し第四百十三條に於て資本は之を株式に分つことを要すと規定せるは、資本は總て株式なる部分より成立せざる可らずとの意にあらずして會社財産に對する持分は必ず株式なる一定

の形式を備へざる可らずとの意なり、蓋し株式會社の如く多數人が會社に參與する場合に於ては一方に於ては、會社に對する權利義務の計算（拂込義務、議決權、利益配當の如き）を出來得る限り單純ならしむるの要あり、此必要を充たす上に於て、持分を株式なる一定の形式を備ふる單位を以て計算するは、尤も策の得たるものにして、經濟狀態の發展と共に此制度も亦成熟するに至りたるものなり（Lehmann, a. a. O. Bd. I. S. 183, 184 參照）資本を株式に分つの理由右の如しとせば、商法第四百十三條は資本は悉く株式に分たれざる可らずと規定せるものなりと解するの要なく、單に會社財産に對する持分は株式なる形式に分つことを要し、英法に於ける Stock の如き制度を認めざるの精神なりと解するも不可なきが如し。而して之を記帳するには

資本金

株式に分れたる部分	5,00,00	
消却したる部分	5,00,00	10,00,00

とせば可なるべく(Gestefeld, a. a. O. S. 45)而して商法第二百九條の場合に於ける資本は株式に分れたる資本を以て計算するは條理上當然の事なるが故、敢て不都合を生ぜざるべし。

右の如く株式に分たれざる資本を認むるの説も一概に排斥し得ざるべく、吾商法第一百五十一條第二項の解釋としては此説を採用するか、然らざれば余が前に述べたる如く株式の數を半減して一株の額面を倍加するが如き場合にのみ限るの外なく「スタウブ」の解釋及び強制積立金を認むるの説は絶對に採用するを得ず。Reischは立法論として消却後も尙減少せざる儘の資本を對照表に記入せしめ、且つ消却したる資本額を他の部分と區別せしむべしとせり。斯の如くするときは、以て一度株式消却に利用したる純益

を以て繰返し、再三再四消却に利用するが如き不都合を避くるを得べしと(Grünhut a. a. O. S. 729)蓋しReischは獨逸商法第二百二十七條第二項を「スタウブ」と同様に解釋するが故、右の如き立法論をなすものなれども、斯の如き解釋が法律上不可能なるを知らば、又右の如き論を立法論として主張するよりも寧ろ解釋論として主張するの當れるを知るべし。

右の如く吾商法第一百五十一條第二項及獨逸商法第二百二十七條第二項の解釋に就ては、學說區々に岐れたるが、英國會社法にては株式の消却資本の減少をなさずして純益を以て拂込額の返還を行ふことを許したり。(Company Consolidation Act, Section 40)而して此場合には資本減少の規定に従ふを要せず即ち此場合には純益を純益として配當する代りに之を拂込額の返還として分配するなり。其結果は株式消却の如く、株式其物の消滅を來さず資本も亦減少せざることに

勿論にして且拂込株が返還を受たる範圍に於て未拂株に復するものなり(Handelsrecht des Erdballs)著者が此場合を資本減少の一場合として説きたるは分類の方法に於て誤れり寧ろ「資本減少に類似せる手續」中に説明するを正當とすべし(Handelsrecht des Erdballs XI 3te Aufl., Bd. XI, Abt. I, der 1st Teil, S. 181)

右の規定に對し「バックレー」は略前述獨逸商法に於ける「スタウブ」の解釋に對すると同様の非難をなせり。曰く一度純益を以て拂込額の一部を返還するときは、其結果に於て再び純益を生じ、此純益を以て再び返還をなし得べく、之を繰返すときは會社財産は僅かに負債額に對する財産を剩すのみにして、餘は返還せられ終るべし。若又一度返還に利用したる純益は再び返還に利用するを得ずとするときは、其額は法律上如何なる性質を有するやは法は全然規定せず従つて法律上之を如何に取扱ふべきかは不明な

り。且右の如く一度返還に利用したる額は再び返還に利用するを得ずとは全然法の規定せざる所なりと(Buckley, The Law and Practice under the Company Act, 8 ed. 1909, 125頁以下)

英法に於ける右の結果は獨逸及日本商法に於ける「スタウブ」一派の解釋より生ずる結果と頗る相似たるものあり。固より英法に於ては單に拂込額の減少を生ずるのみにして、從て株主に拂込の義務を生ずるが故、株主に拂込の資力さへ有る以上は債權者の擔保は充分なりと云ひ得べし。然れども一會社の株式の大部分を少數人にて有する場合には其少數人が無資力となりたるが爲めに、債權者は容易に害せらるゝ事となるべし。故に英法に於ける會社債權者の地位も未だ以て充分安固なりと云ふを得ず。

一 株主の保護

株式の消却には任意買収による場合と抽籤通

告等強制的の方法に依る場合とあり。任意買収に依る場合には、當該株主の承諾によりて行ふものなるが故、株主保護の問題を生ぜず之に反して強制的の方法に依る場合には株主は自己の意思に反して其權利を失ふこととなるが故之が保護の必要生ず。而して此保護の方法に就きて二個の法制あり。一は獨逸商法にして他は英國會社法なり。

獨逸商法は任意買収に依らざる株式の消却は最初の定款又は消却せらるべき株式の引受前に變更したる定款に於て、之を許すにあらざれば行ふことを得ずとし(H.G.B. § 227 Abs. 1)以て株主が何等の豫想なくして株式を取得したる後に至り、其株式が突然消却せらるゝの危険を豫防したり。此規定あるが爲めに株主たらんとする者は其株式が將來自己の意に反し消却せらるることありや否やを豫知するを得るが故、此點につき何等不安の念を抱くことなくして株式を

取得することを得べし。獨逸商法の此規定に對する Denkschrift の説明に曰く

「草案二百二十五條(現行商法二百二十七條)は現行法(獨逸舊商法二百十五條d)と異なれり現行法は資本財産を以て行ふ所の株式の消却に就ては消却が資本減少の規定に従ふ以上は定款に於て消却を認むるを要せず。又定款に於て之を認めたるのみにては不充分とせり。而して此原則は消却が任意買収によると強制的の方法に依るとを問はず適用せられたり。然れども此組織に對しては疑を挿むべきの理由あり。債權者を保護するが爲めに設けられたる資本減少の規定に依る事が以て原始定款又は當該株式引受前に變更したる定款に消却を許す規定なきに係はらず一部の株主より其の同意を得ずして株主權を剝奪するの行爲を正當と認むるの理由とならず。又商法(舊)は資本財産を以てせずして純益を以てする株式

の消却に就きては如何なる場合に於ても原始定款又は當該株式發行前に變更したる定款を以て消却の許すべきことを規定せざる可からずとせり。然れども法の此要求は廣きに失す何となれば株式が抽籤又は通告の如き強制的方法によらざる場合に於ても、尙且株式引受後に變更したる定款に於て消却を許すのみにては不充分なりとするの理由なければなり」と。

(Hahn und Muegan, Denkschrift, S. 304)以て獨逸現行商法が株式消却に對し、一面に於て債權者を保護すると同時に、他の一面に於て周密なる用意を以て個々の株主を保護したる精神を窺ひ得べきなり。

英法にありては、裁判所が適當と考ふる條項並條件の下に資本減少を認可することを得、(Company Consolidation Act Section 50)而して裁判所が適當と思考する條件條項は單に債權者

に對する方面のみにあらずして、株主間の關係をも含むものなり、即ち株式消却が株主間に於ても fair and equitable に行はれたる場合に於て裁判所は資本減少の認可を與ふるなり。如何なる場合に於て消却が fair and equitable の原則に反せざるやは事實問題として、個々の場合に於て定むべきなり。英國の判決は此點に於て必ずしも獨逸商法と一致せざるが如し(判決の詳細は Buckley 134頁以下参照)

右の如く英法にありては株式消却によりて資本が減少する場合には、裁判所が個々の株主の利益を保護することゝなれども、株式消却によりて資本が減少せざる場合には、個々の株主を保護するの途缺けたるが如し。

右二個の法制を除きては、株式の消却は定款に規定あることを要すとするものあれども(例へば瑞西債務法六百二十八條第二項第一號)然れども其精神は單に定款に規定あることを要す

るのみにして、獨逸商法の如く消却せらるべき株式の引受前に既に定款に消却を許す規定あるを必要とするにあらざるべし。果して然らば個個の株主の保護とはならざるなり。

日本商法第五十一條第二項に於て、個々の株主を保存するの明文なく、翻て資本減少に關する第二百二十條の二以下に於ては反て個々株主に對し、頗る苛酷と思はるゝ規定を設けたり。而して第二百二十條に於て株主總會に於て、資本減少の決議を爲すときは同時に其減少の方法を決議することを要すと規定し、何等の制限をも付せず、從て如何なる方法を決議するも可なるが如し。而して此立法の主意を擴張すれば必ずしも資本減少の場合のみに限らず株式消却の場合に於ても亦如何なる方法に依るを問はざる者と云はざる可らず。果して然らば抽籤の如き方法の有數なるは尙可なれども、若し一部の株主を排斥せんが爲め其株主に屬する株式を消

意したるものと云ふを得ず。定款に定めたる消却の規定が有效なるには法律に於て之を認むることを必要とす。

又商法第五十三條第二項但書に「定款の定むる所に從ひ株主に配當すべき利益を以てすれば此限にあらざると規定せり。茲に定款の定むる所に從ひとあるは株主に配當せらるべき利益が定款の定むる所に從ふべきものなるか、或は消却が定款の定むる所に從ふべきものなるか疑なきを得ずと雖も假に後者の意義に解したりとせんに、株主に配當すべき利益を以て消却するに定款に規定なかるべからずと雖も、資本減少の目的を以て消却する場合には定款の規定を必要とせざるか、又は全然強制的方法を用ふるを得ざる事となる、且つ其定款も株式取引前の定款たるを要せざるが故瑞西債務法と同じく株主保護の點より云へば何等の效果もなきなり。要するに吾商法の消却の規定は個々の株の保護の方面に於て頗る不完全なりと云はざるを得ず。

却せんとしたる時は如何、若此場合は株主の同意なしとの理由を以て之を許さざるものとせば抽籤の場合に於ても當選したる株主が同意せざりし時は消却するを得ざるべし。然かも獨逸商法の如き規定なきが故假令株式引受前の定款に於て規定するも其効力に就て疑なきにあらず。

吾商法に於て株主が其意思に反して株式を失ふ場合を特に規定せるを以て、第百五十三條第二百二十條の三、斯くの如き規定なき場合には株主は其意思に反して權利を失ふことなく、從て株式消却も亦株主の同意を得ずして之を爲すことを得ずと解すべきか。斯の如く解するとき、吾商法に於ては消却は任意買収に依るの外實行するを得ざることをなる、假令其方法を定款に於て規定するも、株主が株式を取得するに當り一々定款を見る場合少なるべく、從て定款に規定あるに係はらず、株式を取得したりとの理由を以て、定款に定めたる消却の方法に同

英國國民保險法

增井 幸雄

ハーバード大學教授ニドワード、ポリット氏は *Political Science Quarterly*, vol. XXVII, No. 2. に於て本年七月十三日より實施せらるべき勞働保險法の概要を説明し併せて之が批評を試みたり。本篇は同誌所載の *The British National Insurance Act* を翻譯せるものなり。

一九一一年の議會を通過したる國民保險法は一の根本的の點及び少くとも二の偶々重要な點に於て英國從來の法令全書に記載されし諸法令と趣を異にせり。該保險法はロイド、ジョーヂがサヨツザ、マナー氏著『保險せられたる國民』の序に於て述べたるが如く、大となく、小となく、國民一般の幸福のために國家の資源の組織に一新時代を劃せんとの希望を以て通過せられたるものにして從てアングロサクソン國家に於て從來立法せられたるもの、中に就きて最も大膽にして且最も廣汎に亘る社會的立法たり。其